高岡市立福岡中学校　いじめ防止基本方針

１　基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われることが必要です。

本校では、学校が全ての生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう、教職員の合意形成に基づく指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、生徒会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

２　いじめの防止等の対策

⑴　いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

①　生徒理解と環境づくり

- いじめに関する校内研修を行います。
- 分かる授業づくりを進め、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫します。
- 授業での規律（チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方、聞き方の指導等）を高める取組を行います。
- 元気な挨拶を推奨し、基本的な生活習慣の充実を図ります。
- Ｑ－Ｕ調査（学級診断尺度調査）を年２回実施します。
- 面接週間を設け、生徒全員を対象とした個人面談を実施します。

②　自尊感情を育み互いを思いやる豊かな心の育成

○　「いのちの教育」の推進

- 道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱います。（年２回）
- ありがとうメッセージ（感謝、賞賛等）を学級や学年で推奨します。
- ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わったりコミュニケーションを図ったりする能力を育てます。

○　生徒が主体となる取組の充実

- 学級や学年、生徒会による生徒主体の活動を推奨し、自己有用感を味わえる活動を行います。
- 授業や学校行事等で自己決定の場を与えます。
- 生徒会「いじめ防止宣言」をもとに、「いじめゼロ」活動を企画し、標語やポスターを掲示します。

③　家庭や地域等との連携

- 地域ぐるみの生徒指導を推進できるよう、ＰＴＡや福岡校区青少年補導委員会等において、いじめ防止基本方針について説明します。
- ネットいじめを防止するため、ＳＮＳ（LINE、facebook、Twitter等）の適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的にすすめるとともに、ＰＴＡの協力を得て、保護者向け「ネットいじめ防止研修会（仮称）」を実施します。
- 「社会を明るくする運動福岡地区大会」への参加を通して、人権意識やいじめを許さない意識の醸成を図ります。
- 保護者に「家庭版いじめ防止・発見シート」を配布します。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からチームを組んで的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知します。

① 日常的な観察

- 休み時間や昼休み、放課後に、各学年で担当を決めて校舎内を巡回します。授業時は教科担任が早めに教室に行ったり、授業後に生徒とコミュニケーションを図ったりすることで、生徒の小さな変化も見取ることができるようにします。

② アンケート調査

- 「いじめ・迷惑・悩みアンケート」を各学期に行います。(封筒に入れて提出)
- 生活振り返りカードを各学級で適宜活用します。

③ 教育相談

- 生徒全員を対象とした個人面談を実施します。
- 保護者や地域からの情報を得るため、カウンセリング指導員による「いじめ相談電話」を設置し、周知させます。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。

また、市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携して対応します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- 発見・通報を受けた教職員は、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有し、迅速かつ組織的な対応ができるようにします。
- いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会に報告します。
- 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。
- 犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② いじめられた生徒及びその保護者への支援

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行います。
- いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④ いじめが起きた集団へのはたらきかけ

- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除する措置をとります。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめの再発防止

同じ生徒が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 生徒の見守り

・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
・ 生徒の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

② 再発防止の取組

・ お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
・ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

３ いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、カウンセリング指導員、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学年生徒指導担当者、養護教諭により構成します。
・ 必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）、ＰＴＡ役員、警察関係者、地域の青少年補導委員等を特別委員として委嘱します。

(2) 役割

・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）。
・ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
・ いじめ事案の調査と対応。

４ 年間計画

月	取　組	月	取　組
4	・「いじめ・迷惑・悩み調査」の実施 ・いじめ防止対策委員会 ・保護者へ「いじめのサイン発見シート」を配布	10	・いじめ防止対策委員会
5	・生徒会「いじめ撲滅行動宣言」	11	・いじめに関する道徳 ・「いじめ・迷惑・悩み調査」の実施 ・Ｑ－Ｕ調査
6	・「いじめ・迷惑・悩み調査」の実施 ・いじめ防止対策委員会 ・Ｑ－Ｕ調査	12	・人権週間 ・教育相談（全員面接） ・いじめ防止対策委員会
7	・教育相談（全員面接） ・「社会を明るくする運動福岡地区大会」への参加	1	・「いじめ・迷惑・悩み調査」の実施 ・生徒会によるいじめ防止活動
8	・いじめについての校内研修会 ・いじめ防止対策委員会	2	・いじめに関する道徳 ・いじめ防止対策委員会
9	・生徒会によるいじめ防止活動	3	・教育相談（全員面接）

５ 評価と改善

・ 学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
・ 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
・ 本基本方針に基づく取組については、いじめ防止対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。

平成２６年４月制定
平成２７年４月改訂